

○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年二月十四日郵政省告示第七十三号） 新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

改 正 案					現 行					
第1 ～ 第5 （略）					第1 ～ 第5 （略）					
別表第1 設備等基準					別表第1 設備等基準					
項目	対策	実施指針			ユーザネットワーク	項目	対策	実施指針		
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク				電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク

		一 ク		一 ク		
第1. 設備基準						
1. 一般基準						
(略)						
(略)						
(8)情報 通信ネ ットワ ークの 動作状 況の監 視等	ケ	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行う場合は、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。	◎	◎	-	-
	コ	<u>インターネットの経路制御情報等の制御信号のうち不要又は不正なものの送受信を防ぐために有効な機能を設けること。</u>	◎	◎	◎	-
(略)						
(略)						
(略)						
注1～3 (略)						
別表第2 管理基準						
項目	対策	実施指針				

		一 ク		一 ク		
第1. 設備基準						
1. 一般基準						
(略)						
(略)						
(8)情報 通信ネ ットワ ークの 動作状 況の監 視等	ケ	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行う場合は、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。	◎	◎	-	-
	コ	<u>インターネットの経路制御情報等の制御信号のうち不要又は不正なものの送受信を防ぐために有効な機能を設けること。</u>	◎	◎	◎	-
(略)						
(略)						
(略)						
注1～3 (略)						
別表第2 管理基準						
項目	対策	実施指針				

		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク			電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク		
(略)							(略)								
第3 方法							第3 方法								
1. 平常時の取組							1. 平常時の取組								
(略)							(略)								
(3)設計	将来の規模の拡大、トラフィック増加（端末の挙動によるものを含む。） <u>、インタ</u>	◎	◎	◎	◎	◎	(3)設計	将来の規模の拡大、トラフィック増加（端末の挙動によるものを含む。）及び機能	◎	◎	◎	◎	◎		

	<u>インターネットの経路制御情報等の制御信号の増加</u> 及び機能の拡充を考慮した設計とすること。					
	<u>トラヒック及びインターネットの経路制御情報等の制御信号の瞬時的かつ急激な増加</u> の対策を講じた設計とすること。	◎	◎	◎	—	—
	(略)					
	設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策定すること。	◎	◎	◎	○	—
	<u>重要な回線については異なる2者以上の電気通信事業者から提供を受ける等により、信頼性の向上を図ること。</u>	—	—	—	○	○
	(略)					
(5)維持・運用	(略)					
	復旧対策の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	<u>データ投入等における高い信頼性が求められる作業に</u>	◎	◎	◎	○	○
	の拡充を考慮した設計とすること。					
	<u>トラヒックの瞬時的かつ急激な増加及び制御信号の増加</u> の対策を講じた設計とすること。	◎	◎	—	—	—
	(略)					
	設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策定すること。	◎	◎	◎	○	—
	(略)					
(5)維持・運用	(略)					
	復旧対策の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎

	<u>において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。</u>							
(略)								
2. 事故発生時の取組								
(1) 報告、記録、措置及び周知	(略)							
	ケ 重要通信を扱う場合は、 ふくそう発生時等に当該重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	◎	-	-		
	<u>事故又は障害発生時に迅速な原因分析、状況把握及び復旧対応等のため、電気通信事業者間での情報共有を含め、複数のルートを活用し幅広く情報収集に努めること。</u>	◎	◎	◎	○	○		
(略)								
(2) 情報提供	ア 事故・ふくそうが発生した場合又は利用者の混乱が懸念される障害が発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	-	-		
(略)								
2. 事故発生時の取組								
(1) 報告、記録、措置及び周知	(略)							
	ケ 重要通信を扱う場合は、 ふくそう発生時等に当該重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	◎	-	-		
(略)								
(2) 情報提供	ア 事故・ふくそうが発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	-	-		

		(略)			(略)
		(略)			(略)
注 (略)			注 (略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
別表第4 (略)			別表第4 (略)		

附則（平成 年 月 日総務省告示第 号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。